

子どもと教育を守る三多摩の会

2/20(火) 立川市教委へ要請!

「来年度、余剰時数は20時間キープしてください。」 2017年度比 -10時間

北多摩西ニュース

No. 11

国分寺市光町1-40-12
Tel 042-576-1161(代)
Fax 042-575-0529
E-mail: kitanisi@crux.ocn.ne.jp
東京都教職員組合
北多摩西支部情宣部

全教職員配布

三多摩労連の組織下である、「子どもと教育を守る三多摩の会」では、教員の長時間労働の問題は、これは教員組織だけの問題ではなく、社会全体で取り組む重要な課題である。という観点で三多摩地区区内の全ての行政区に対し要請を行う事を昨年決めました。

地域労連との話し合いが難航しましたが、手始めに北多摩西支部内にある立川市教委へ2月20日(火)に行きました。要請したのは子どもと教育を守る三多摩の会(以下三多摩の会)の事務局である水島正明さんと菅原一茂さん(三多摩労連副議長)です。

対応してくれたのは、立川市教育委員会事務局と指導主事の方2人です。

はじめに、都教組が2017年全教職員対象にとったアンケートをもとに作成した要請書を手渡しました。文科省や都教委の発表に待つまでも無く、義務制の教員の勤務時間は優に過労死ラインである80時間を超えている。これを市だけの努力で改善するのは容易ではないが、少なくとも簡単に市独自で改善できるのは、「余剰時数」である。これまで学校独自であるいは市からの要請によって30〜50時間程度の余剰時数を各学校でこなしていたが、今年の2月9日に

出された文科省の通知「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に関する取組の徹底について」を読み解くと

授業時数の設定等における配慮

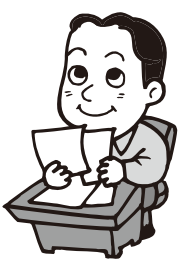
感染症による休校や学級閉鎖等も想定した必要な授業時数の確保：観点から標準を上回る適切な指導時間を設

定することは想定されるが標準時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には…教師の時間外勤務の増加に繋がらないよう、各学校における…教師の「働き方改革」に充分配慮すること。と明記されている。

この課題については市教委の判断で対応可能であり、また市教委も正面から受け止めて各学校へ指導しているようである。

〈全教の提言〉

1. 教職員の定数増を抜本的に行う事を柱に据えた政策を打ち出す。
2. 原則として時間外勤務は命じないとしている給特法の基本原則を堅持した上で、長時間労働の歯止めになっていない給特法を改正する。(教職調整額4%)は現実に勤務した時間に対する事後的な清算という性格の賃金の一部支給と見て、これを超える時間外労働があった場合は清算する。



学校の窓

小学校で工作クラブを担当した時期がありました。何をやるかは全く自由で児童一人ひとりが自分の作りたいものを決め、作り方や必要となる材料などを考えながら制作を進めていきます。そんな中、「大きな犬小屋をつくりたい」という児童が現れ、正直「無理かな」と思いましたが、最後まで頑張るということでスタートしました。作り始めてみるとやはり失敗の連続で、何度もやり直したり材料も追加注文したりと大変でした。時々投げ出しそうにもなりましたが、どうしても作りたいたいという気持ちと、私との約束もあってどうにか持ちこたえました。作り始めてから半年後ようやく完成させることが出来ました。本人は「やったあ」と大喜びで、「こんな大きな作品初めて作った」と目を輝かせていました。最初の計画通り大変大きな作品となったので、一人では持ち上げることもできず、お母さんに車で運んでもらいました。今でも完成時のその子の顔が目につかびます。そうした子どもたちの「できた」「頑張った」を大切にできる学校でありたいものです。(H・T)